

商事法における会計基準の受容（6）—カナダ/イギリス

弥永 真生

IV カナダ

5 憲法上・行政法上の問題

(1) 不適切な委任

制定法が明示的または黙示的に委任することを認めている場合を除き、「受任者は委任することはできない (*delegatus non potest delegare*)」という格言が妥当すると考えられてきている (*Re Therrien* [2001] 2 S.C.R. 3, 63)。コモン・ローにおいては、この法格言はある制定法がそれに定められた機関に裁量を与えている場合に適用されてきており、一般的な準則を定める権限（立法権）を与えられている機関 (*Hodge v. The Queen* (1883), 9 App. Cas. 117; *Re Behari Lal* (1908) 13 B.C.R. 415)、個人の権利に影響を与える特定の問題について決定する権限を与えられている機関 (*Caudle v. Seymour* (1841) 113 E.R. 1372; *R. v. Sepney* [1902] 1. K.B. 317; *Fowler (John) & Co. (Leeds) v. Duncan* [1941] Ch. 450)、ある個人に対して裁判手続きを開始するか否かを決定する権限を与えられている機関 (*Kyle v. Barbor* (1888) 58 L.T. 229; *Firth v. Staines* [1897] 2 Q.B. 70) のみならず、勅許状を得て事業を行っている公益企業にすら適用がある (*Eccles Corporation v. South Lancashire Tramways Company* [1910] 2 Ch. 263; *Spurling v. Dantoft* [1891] 2 Q.B. 384) とされてきた。

ここで、「委任 (delegation)」の意義が問題となるが、*Wills* 判事は、*Huth v. Clarke* (1890), 25 Q.B.D. 391において、「その語が一般に用いられているように、委任は、委任する者が権限を手放すことを意味せず、むしろ、委任しなければならなければならないことをする権限を与えることを意味する。……私の知る限りでは、それ [委任という語—筆者] が委任者が自己の権利を自分からはぎ取ってしまうような方法でこの権限を放棄することを意味するものとして法律文献の著者によって用いられたことはない」と指摘している (at 395)。したがって、制定法に

において指定された機関がその制定法上の裁量の行使を委任した者の活動につき一般的なコントロールを有しかつ保持しているという事実は、そのように裁量を委任する行為が「委任」であることを妨げるものではなく、「受任者は委任することはできない」という法格言の対象に含まれるが、委任した裁量の現実の行使に対して機関が実質的なコントロールを及ぼし、自己の意思を指示しているといえるのであれば、「委任」にはあたらず、この法格言は適用されない（Willis [1943] p. 258）。

もっとも、この法格言は、法解釈の準則であると考えられており（*Reference re Regulations re Chemicals* [1943] 1 D.L.R. 248, at 276 [Hudson J.]; Willis [1943] p. 257; Keyes [1987] p. 66）、効率的な行政の実現という観点から、制定法において黙示的に委任が認められていると裁判所が判断することは広く観察される（*Shannon v. Lower Mainland Dairy Products Board* [1938] A.C. 708; *Reference re Regulations re Chemicals* [1943] 1 D.L.R. 248, at 261-262, 272 and 278)¹。

（2）参照による組込み

① 裁判例の動向

参照による組込みの可否に関する最高裁判所による裁判例としては、まず、*Attorney-General Ontario v. Scott* [1956] S.C. 137, 1. D.L.R. (2d) 433, 114 C.C.C. 224が、その時々に応じて改正されたイングランド法を参照によって組み込む州法の制定は再委任にはあたらないものとした。しかし、カナダ憲法上、問題とされるのは、州と連邦との立法権の分配であるから、そもそも、*Scott* 事件においては、憲法上、問題とされる委任はなかったということができた。

また、州と連邦との間の立法権限の分配との関係で²、その時々に応じて改正された州法を連邦法が組み込むことは、その連邦法が組み込んだ州法は、憲法上、州が有する権限に基づいて制定された法律であって、その連邦法によって州に立法権を新たに与えたものではないこと、及び、連邦議会はいつでも参照による組込みを自由に改正し、またはやめることができ、連邦議会が州にその権限を明け渡したと

1 なお、カナダの法制の特徴として、立法権と行政権とは異なる独立の機関によって行使されるべきであるとされていることを指摘することができる。*Shannon v. Lower Mainland Dairy Products Board* [1938] A.C. 708; *Re Criminal Law Amendment Act 1968-69* (Breathalyzer) [1970] S.C.R. 777. また、Willis [1943] p.258; Rutherford [1948] p.533; Hogg [1992] pp.343-344. ただし、*Credit Foncier Franco-Canadien v. Ross* [1937] 3 D.L.R. 365 (Alta. A.D.) は立法権は委任できないと判示していた。

はいえないことを理由として、連邦の立法権を委任するものではない³とした *Coughlin v. Ontario Highway Transport Board et al.* [1968] S.C.R. 569, 68 D.L.R. (2d) 384⁴が存在する⁵。

他方、*Reference re Manitoba Language Rights* (No. 3) [1992] S.C.R. 212は、カナダ議会及びケベック議会の法律はフランス語及び英語で印刷され、公布されなければならないとする1867年憲法133条がどのような文書に適用されるかについて判

-
- 2 なお、憲法上、内部的委任が認められるかという問題と行政法上、再委任が認められるかという問題は別問題であるという指摘がなされている。すなわち、他の法域の法令を参照することによって立法することが憲法上認められるという判例は、行政立法において将来の改正を含んだ形で (ambulatory) 参照によることが認められる範囲を規定するものではなく、判例は、議会がその権限を他の議会に委任できる能力に對する制限についての議論に対応するのであるから、行政府による委任に全く同じように適用することはできないと述べられている (Keyes [1992] p.284)。たとえば、*Mainwaring v. Mainwaring* [1942] 2 D.L.R. 377 (B.C.C.A.) においても、参照による立法は、組み込まれた法の事後の変更によっては影響をうけないことが前提とされていたし、*Regina v. Fialka* [1953] 4 D.L.R. 440は、*Ontario Convictions Act* (R.S.O 1950, c.379) の3条1項は当該法律の制定時のカナダ刑法典の条項を組み入れているにすぎないという限定解釈を加えて、同3条1項の有効性を認めていた。
- 3 オンタリオ控訴裁判所の裁判例として、*Regina v. Glibbery* (1962), 36 D.L.R.(2d) 548が、連邦規則が州の道路交通法を陸軍基地にも適用することとした事案につき、州が独自に立法権を有する事項に関するものであること、及び、議会は自ら作成する規則に道路交通法の関連条文と同じ規定を置くことができること、参照によって組み込むことがより便宜であることを理由として、そのような委任は憲法が禁止する委任ではないと判示していた。そして、この場合に、固定されたテキストの参照による組込みのみしか認めないことは、混乱と不便とを避けるために法律の統一化を図ろうとした立法の「明白な努力」を損なうことになると述べていた。このことは、その時々に応じて改正された文書を参照によって取り込むためには、授權法が定めるスキームに照らして、それが少なくとも黙示的に必要なものとされている必要があるとしていることを意味すると理解できる。See also *Re Meherally et al. and Minister of National Revenue* (1987) 37 D.L.R. (4th) 609. また、Laskin [1986] p.43; Driedger [1976] p.709.
- 4 この *Coughlin* 判決の立場はその後の裁判例において踏襲されている。たとえば、*Re Meherally et al. and Minister of National Revenue* (1987) 37 D.L.R. (4th) 609. そして、参照による組込みは広く認められている (最近のものとしては、*R. v. St. Lawrence Cement Inc.* (2002), 162 O.A.C. 363 (C.A.))。また、少なからぬ制定法では動的参照による組込みを含む規則の制定を明示的に認めており、たとえば、2001年カナダ船舶法32条5項は、その法律の下で、「その時点で改正を反映した (as amended from time to time)」参照による組込みを含む規則の制定を認めている。もともと、州法レベルでは、動的参照による組込みを認めている州と認めていない州 (たとえば、文書および外国法について、オンタリオ州 [Legislation Act, 2006, S.O. 2006, c.21, ss.62 (3) and 61]) とがある。連邦法のレベルでは、たとえば、他の法律が異なる意図を明示している場合を除き、基準を作成するために設立された団体、商工業団体などによって作成された文書 (16条1項) の動的参照による組込みを認めること (16条5項) などを内容とする規則法 (Regulations Act) 案 (Bill C-84) が1995年に提出され、1996年に Bill C-25 (available at <<http://www2.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=2329453&Language=e&Mode=1&File=55>>) として再提出されたが、結局、成立には至らなかった。

断を下したものであるが、第1次的立法において参照による組込みがなされている場合には、参照されている文書も原則として2つの言語で存在しなければならないとし、例外としては、政府間の協同取り決めがある場合と非政府主体によって開発された、とりわけ高度の技術的専門性を有し、継続的に変更される基準が参照されている場合があるとした⁶。したがって、この判決は、*Denison Mines Ltd. v. Ontario Securities Commission* 事件判決（後述（3））と整合的であるということができよう。もっとも、この判決は、その時々での改正を反映した技術的専門性を有する基準への参照を授権法が明示的あるいは黙示的に認めていることが必要かどうかについての判断を示したものではない。また、たとえば、*Vaziri v. Ordre des ingénieurs du Québec* [1997] R.J.Q. 624 (C.S.) はカナダ技術認証審議会の設定した基準に *Ordre des ingénieurs du Québec* が依拠することを支持しており、非政府機関である基準設定主体、とりわけ、開発した基準が頻繁に改訂される、高いレベルの技術的専門知識を有する主体が設定した基準の動的組込みを裁判所は容認する可能性が高いと指摘されている（*Salembier* [2004] p. 259）。また、立法機関でない団体であって立法者から独立しているもの（たとえば、基準を作成するために設立された団体など⁷）によって、すなわち、それら自身が有する権限に基づいて、またはそれら自身の目的のために作成された文書を参照することは再委任にはあたらないと解されている（*Keyes* [2004] pp. 192-193）⁸。

5 立法機関間の内部的委任は、憲法が定める権限分配を損なうから無効であるとされているが（*Attorney-General Nova Scotia v. Attorney-General Canada* (Nova Scotia Inter-delegation) [1951] S.C.R. 31）、*Coughlin v. Ontario Highway Transport Board et al.* 事件判決によって、容易に潜脱できることになったと指摘されている（*Hogg* [1992] p. 361）。そして、相当数の裁判例（たとえば、*Calder v. Minister of Employment and Immigration* [1980] 1 F.C. 842 (F.C.A.)（カナダ統計局による失業率の計算を用いるとしていた事案）；*L&M Painting and Decorating Ltd. v. British Columbia* (Minister of Finance) (1985), 68 B.C.L.R. 101（社会保障税の延滞金の算定に用いられる利率として州内の主要金融機関のプライムレート+1.5%とする定めがあった事案））が、権限の委任はなく、参照による組込みであるとして、規則の適法性を認めてきている。なお、*Nova Scotia Inter-delegation* 事件判決の理由づけのみに注目すると、カナダ以外の立法機関以外への委任を無効と解すべき理由はないことになりそうである（*Laskin* [1986] p. 43）。

6 *R. v. Ciarniello* (1979), 12 B.C.L.R. 394は、自動二輪車のヘルメットについての基準を動的な参照によって規則へ組み込んだことは無効であると判示したが、*Reference re Manitoba Language Rights* (No. 3) 判決によって、先例性を失ったものと考えられる（*Salembier* [2004] p.258, footnote 42）。

7 なお、*Keyes* [2004] p. 193が列挙している団体は、1996年に議会に提出された規則案（Bill C-25）の16条1項に挙げられていた団体（前掲注4参照）と一致している。

もともと、将来の改正を含んだ形で参照による組込みを行うことは、違法な再委任にあたるとしているのではないかと解される裁判例もいくつか存在する。まず、*R. v. Board of Commissioner of Public Utilities* (1964) 51 M.P.R. 4(C.A.) は、メイン州において請求されている水道料率まで水道料率を引き下げを命ずる命令は、メイン州において請求されている料率が審議会が定めた料率よりも低いとすれば、その命令は外国の行政審判所に水道料率を決定する審議会に与えられた任務を委任することになるとして、権限外であるとした。また、*Investissements St-Germain et al. v. Cité de Rimouski* (1982) 22 M.P.L.R. 121は、その時々改正を反映した全国建築規範を参照して組み込む条例は権限の違法な委任であると判断した⁹。

なお、参照による組込みとの関係では、いつかの裁判例では、組み込まれた文書は規則本文と同様の公布要件に服するとされているが¹⁰、少なくとも、*Reference re Manitoba Language Rights* (No. 3) [1992] S.C.R. 212でも指摘されたように、組み込まれた文書の入手可能性が要求されている¹¹。そして、いくつかの制定法では、組み込まれた文書の入手可能性が十分でない場合には、たとえば、組み込まれた基準を遵守しなかったことによる罰則を科すことができないものとされている。たとえば、油汚染に対する準備・対応および協力に関する国際条約を国内法化した部分を含んでいた（2001年カナダ船舶法（2001, c.26）の制定により廃止された）カナダ船舶

8 逆に、独立した権限に基づかないで作成された文書を参照する場合には、将来の改正を含んだ形で参照することは、権限の委任または再委任にあたると思われる場合がある。もともと、その文書が技術的なものであれば、参照による組込みにより立法によるスキームの詳細を補充することは立法行為にあたらぬので（*R. v. Perimeter Aviation* [1986] 6 W.W.R. 110; *Re Peralta* (1985) 49 O.R. (3d) 705 (C.A.))、おそらく、その文書を作成する権限は行政的なものであると性質決定されうる。したがって、そのような参照による組込みから生ずる再委任は許容されると指摘されている（*Keyes* [2004] p. 193）。

9 また、*Mathurin v. Lee Coffrages Dominic Ltée* [1982] T.T. 261, *reversed* [1983] C.S. 143.

10 *Capital Regional District v. Henson* (1981) 28 B.C.L.R. 266, 123 D.L.R. (3d) 730 (C.A.); *R. v. Telfer* (1980) 39 N.S.R. (2d) 414. もともと、参照による組込みは、組み込まれた文書が公布されなくとも、有効であるとするものもあるし（たとえば、*R. v. Collins (R.) et al.* (2000), 140 B.C.A.C. 311; 148 C.C.C. (3d) 308 (C.A.))、州の制定法によって、組み込まれた文書には、登録または公布の要件が課せられないと定められていることが最近では一般的である。

11 *Denison Mines Ltd. v. Ontario Securities Commission*, 32 O.R. (2d) 469 (1981) (後述 (3))、*Meherally v. Minister of National Revenue* [1987] D.L.R. (4th) 609 (C.A.); *Canadian Pacific Ltd. v. Canada (Canadian Transport Commission)* (1988) 86 N.R. 360 (F.C.A.); *Mathurin v. Lee Coffrages Dominic Ltée* [1983] 147 D.L.R. (3d) 486 (Que S.C.). また、オーストラリアの裁判例である *Wright v. T.I.L. Services Pty. Ltd.* (1956), S.R. (N.S.W.) 413 (後述 (3)) 参照。

法（R.S., 1985, c.S-9）665. 1条（2）は、不遵守の日において、660. 9条(1)(d) の下で定められた規則で要求されているように基準が公表されており、かつ、大臣によって発出された基準の場合には、その基準の公告およびその基準を入手することができる場所の公告がカナダ官報において公にされていた場合を除き、参照によって規則に組み込まれた基準の不遵守を内容とする罪に問われないとしていた。

② 学説

受任者は委任することはできないという格言の規則への適用は、明示的な授權規定がない限り、権限を有する他の者の立法を将来の改正を含んだ形で（ambulatory）参照することは権限逾越であるという結論につながる可能性がある」と指摘されている（Côté [1991] p. 73）。より直截には、その時々に応じて改正された条項への参照による組込みを認めることは、黙示の再委任の一形式を認めることになり、参照されているテキストへの将来の改正を含めた参照を行うことによって、規則制定権限を有する者がどのような規範がその規則制定権限の行使から生ずるかを知ることができないことになり、その結果、第三者に規制権限を明け渡すことになるから、参照による組込みが有効であるためには、規則制定権限を有する者は、組み込んだ条項に対して加えられた改正を十分に検討する必要があるという見解がきわめて有力である（Dussault and Borgeat [1986] pp. 419-420）。同様に、Salembierは、「動的な参照による組込みがなされる場合には、規則制定権限を有する者は組み込まれる文書の著作者たちがどのような変更を行うと決定するかについて見当がつかず、その結果、組み込まれる文書の著作者にルール of 将来の改革を再委任することになる」と評価する（Salembier [2004] p. 258）¹²。

③ 司法省

①でみた連邦政府と州政府との間の内部的委任（inter-delegation）の合憲性を認めた裁判例に依拠して、司法省は、将来の改正を含めた（open）参照による組込みには立法権の再委任の要素はなく、明示的な授權がなくとも、その時々に応じて改正された資料を、規則制定権限を有する者が、参照によって規則に組み込むことは

12 なお、同じ英米法系の国であるオーストラリアにおける委任立法との関係で、Pearce と Argument は、「他の組織によって定められた要求事項を委任立法に含めることは、他の組織が、実際には、そのトピックについて法を示していることを意味する。もし、特定の時点において有効な文書の組込みであれば、その組込みはそうではない。しかし、組込みがその時々において有効な文書の組込みであれば、これは、その組織に、委任立法の内容を決定するように文書を作成することを可能にするものである」（Pearce and Argument [1999] pp. 279-280）と述べている。

許容されるという見解を示している¹³。

④ 議会の委員会報告

カナダ議会の下院においては、たとえば、1993年に、金融委員会が、工業規格、とりわけ、規制産業において合意が形成されることによって生成されたものを参照して組み込むことを勧告した¹⁴。

他方、たとえば、1977年には、規則に関する両院合同委員会が、その第2報告書において「外部の文書を規則（*statutory instruments*）に組み込むことは、……固定されたテキストを組み込むこと及び外部の主体によってその時々に変更されるテキストを組み込まないことを条件として、許容される。委員会は、そのような改正は議会により委任を受けた者によって検討され、また、望ましいと考えられるのであれば、規則の明示的な改正により、もともとの基準、文書などを組み込むべきであると主張する。自動的な改正を認めることは、規則に関する法律（*Statutory Instruments Act*）が定める手続外で、議会から委任を受けた者以外のものに従位的立法（*subordinate legislation*）をすることを認め、規則の改正、したがって、新たな規則の制定に同意することである。外部の文書の組込みまたは外部の文書への参照による従位的立法がなされる場合には、委員会は、固定されたテキストへの参照による組込みを要求し、または、外部文書のいかなる改正も、従位的立法を含む規則に組み込まれないこと、規則に含めることが望ましい改正は特定の改正手続きの対象となることの保証を求める。」とした¹⁵。

また、最近では、規則調査常設委員会が、2007年に公表した第2報告書¹⁶において、外部の資料を規則に参照により組み込むことに関する問題点を再び検討した。そこでも、委員会は、「その時々に応じて改正された」外部の資料を規則に参照によって組み込むことは、規則制定権の再委任にあたるという見解を示した（パラグラフ6、8及び48）。そして、議会が明示的にあるいは必要性を黙示して、そのよう

13 See Department of Justice, Administrative Law Sector, *Justice position paper on incorporation by reference*, September 1995.

14 Standing Committee on Finance (House of Commons), *Report, Regulations and Competitiveness*, 1993.

15 *Second Report of the Standing Joint Committee on Regulations and other Statutory Instruments*, 30th Parliament, 2nd Session. 1977.

16 Report No.80, *Incorporation by Reference*, 39th Parliament, 2nd Session, 2007 <http://cmtc.parl.gc.ca/Content/HOC/committee/392/regs/reports/rp3204106/392_REGS_Rpt02/392_REGS_Rpt02.pdf>.

な手法を用いる権限を与えた場合を除き、「その時々に応じて改正された」外部の資料を規則に参照によって組み込むことは許されない、明確な権限なしにそのようなことをすることは違法であると考えざるを得ないとした（パラグラフ46及び48）。

（3） *Denison Mines Ltd. v. Ontario Securities Commission* 事件判決

CICA ハンドブックで示された一般に受け入れられた会計原則に従うことを要求するカナダ事業会社法規則あるいは各州の会社法規則・証券法規則の合憲性が争われた事件に係る公表裁判例は、*Denison Mines Ltd. v. Ontario Securities Commission*, 32 O.R. (2d) 469 (1981) のみのようである。

この事件では、規則及び一般に受け入れられた会計原則に従って作成された財務諸表の開示を要求する1978年オンタリオ証券法77条の下で、CICA ハンドブックにその状況に適用される勧告が含まれている場合には、それが「一般に受け入れられた会計原則」にあたるものとしていたオンタリオ証券法規則（Ontario Regulation 478/79）1条3項がカナダ勅許会計士協会に対する違法な委任であるかが争われた¹⁷。

裁判所は、カナダ勅許会計士協会に対する無効なまたは不適切な委任であるということではできないとした。すなわち、証券法規則1条3項は、無効なまたは不適切な権限の委任ではなく¹⁸、単に、カナダ勅許会計士協会によって設定された会計基準及び監査基準を参照することによって組み込んでいるにすぎないし、カナダ事業会社法規則が採用しているアプローチと同じであるとした。そして、カナダ勅許会計士協会は証券法において要求されている特定の財務諸表との関係において独立した決定をする役割を演じているわけではなく、オンタリオ証券委員会が管轄を有する事項について裁量的権限を行使しているわけでもないこと、たとえば、証券法2条4項の下で、証券委員会の Director は、一般に受け入れられた会計原則に従わない財務諸表を一定の状況の下では受理することができ、同79条は証券法及び証券法

17 *Denison Mines Ltd.* は、CICA ハンドブックのセクション1700で要求されていたセグメント情報の開示の免除を、1978年オンタリオ証券法79条（証券委員会は、開示に関する証券法または証券法規則の要求事項の遵守の免除を、そのようにすることに十分な正当化事由があるという、特定の事案の状況があると認め、かつ、それが公益を損なわないと考えるときには、証券委員会が定める条件の下で、認めることができる）の規定に従って、オンタリオ証券委員会に申請したが、却下されたために、この訴訟を提起したという経緯がある。

18 もっとも、Macdonald and Janda [1984] p. 602は、この裁判例を再委任する制定法上の権限が特に与えられていないにもかかわらず、裁判所が、意思決定権限が実際には委任されておらず、規則は権限の範囲内のものであるとした例の1つとして挙げている。

規則の適用免除を与える一般的権限を有するものとしているに照らすならば、財務諸表の様式と内容についての究極的なコントロールは証券委員会に残されていることを理由としてあげた。また、CICAハンドブックの内容を全部、証券法規則の中を含めることは過度の形式主義であり、このような参照による組み込み（incorporating by reference [incorporation by reference]）を認めることは常識にならなっているとした。さらに、参照による組み込みを認めることは、*Attorney-General Ontario v. Scott* 事件判決及び *Coughlin v. Ontario Highway Transport Board et al.* 事件判決なども総合的であるとし、「他の組織のルールを自己のルールに単に統合することはそのようなルールを設定する権限を委任するものでは全くない」とした *Kingston v. Ontario Racing Commission* [1956] 2. O.R. 10, 49 D.L.R. (2d) 395¹⁹が本件を考える先例としてより密接な関係があるとし、また、オンタリオ証券委員会の代理人が引用した、オーストラリアの裁判例である *Wright v. T.I.L. Services Pty. Ltd.* (1956), S.R. (N.S.W.) 413²⁰は示唆に富むとした²¹。

19 この判決は、オンタリオ競馬委員会の規則は、立法的な性質よりも、むしろ行政的な性質を有していたと指摘しており、また、この判決では、動的組み込みが意図されていたかどうかは明確には認定されていないため、参照による動的組み込みが認められた事案としては適切でないという評価が可能である。

20 「いかなる場合にも、規則はそれに定められていないことを参照によって組み込むことができないという一般的な前提は、私の意見によれば、不健全である。たしかに、規則は、それが違反に対して罰則を科す対象者に対して、十分な確実性をもって、その義務の範囲を示さなければならない。規則が他の文書に対する参照を含んでいる場合に、その要求事項が公正に示されているという要件が満たされているか否かは、その特定の規則及び組み込まれた文書の性質と内容についての考察に基づかなければならない。その参照された文書が何なのかについて不確実性があるのであれば、その規則が無効とされることには疑いはない。また、その文書が容易にアクセス可能なものでなければ、ある場合には、その規則は好ましくないとされるが、そのように考えられる真の根拠は不確実だからではなく、不合理だからである。」(at 421-422)。このように、本判決は、参照による動的組み込みがこの事件では意図されていたことを前提としているが、参照による動的組み込みが違法な再委任にあたるか否かについては裁判の当事者も争っておらず、裁判所も判断を全く示していない（*See Keyes* [1992] p. 284）。

21 原告は、*R. v. Sandler* [1971] 3 O.R. 614, 21 D.L.R. (3d) 286 (C.A.), *Attorney-General Canada v. Brent* [1956] S.C.R. 318, 2 D.L.R. (2d) 503, 114 C.C.C. 296 及び *Brant Dairy Co. Ltd. et al. v. Milk Commission of Ontario et al.* [1973] S.C.R. 131, 30 D.L.R. (3d) 559に依拠して、証券法規則 1 条 3 項は、無効または不適切な委任であると主張したが、裁判所は、本件において、証券法規則 1 条 3 項の規定は、権限の広範なあるいは無制約の（unstructured）委任にはあたらない、組み込まれた基準はいままたは不確実なものではない、そして、差別、意思的行為または政策の主観的概念を助長するものとは考えられないから、それらは本件の先例としてはふさわしくないとして、退けた。

V イギリス

1 会社法における会計関連規定²²

Gladstone 委員会の報告²³をふまえて、1844年株式会社法（*Joint Stock Companies Act, 7 and 8 Vict., C.110*）は、株式会社について監査人を選任することを要求したが²⁴（41条）、1856年株式会社法（*Joint Stock Companies Act, 19 and 20 Vict., C.47*）は監査人の選任を強制しないこととした。もともと、1856年法の下でも、その定款を登録していない会社に適用される Table B では、監査人は貸借対照表及び会計帳簿について株主に対して報告をしなければならず、その報告においては、監査人は、その意見によれば、貸借対照表は完全かつ公正な（*full and fair*）貸借対照表であるか否か、会社の業務の状況の真実かつ正しい（*true and correct*）概観を示すように正しく作成されているか否かを示さなければならないものとされていた（84条）²⁴。

1900年会社法（*Companies Act, 63 and 64 Vict., C.48*）では、*Davey* 委員会の勧告²⁵に従って、再び、監査人の設置が強制されたが、1900年会社法では、その報告において、監査人は、その意見によれば、貸借対照表は会社の業務の状況の真実かつ正しい（*true and correct*）概観を示すように正しく作成されているか否かを示さなければならないものとされ（23条）、これは、1908年会社（統合）法（*Companies (Consolidation) Act, 8 Edward VII, C.69*）でも引き継がれた²⁶。

他方、損益計算書を監査の対象とすることについて、多くの会計専門職業人や経

22 詳細については、たとえば、Stacey [1954]；Rose [1965] を参照。

23 *Report of the Select Committee on Joint Stock Companies*, House of Commons, Sessional Papers, 1844 (119) VII, 1.

24 1862年会社法では、Table A の94条として実質的に同一の規定が設けられた。

25 *Report of the Departmental Committee on Amendments to the Companies Acts 1862 to 1890*, House of Commons, Sessional Papers, 1895 (c.7779) LXXXVIII, 151.

26 1929年会社統合法（*Companies Consolidation Act, 1929, 19 and 20 George V, C.23*）134条1項もこれを踏襲した。

27 *Report of the Select Committee on the Companies Act*, House of Commons, Sessional Papers, 1877 (365) VIII, 419, q.1832-1833 [Church]; q.2192 [Jessel]. *Report of Departmental Committee on Amendments to the Companies Acts, 1862 to 1890*, House of Commons, Sessional Papers 1895 (c.7779) LXXXVIII, 151. *Appendix to the Report of the Company Law Amendment Committee*, House of Commons, Sessional Papers, 1906 (Cmd.3053) XCVII, 249. See also Clapperton [1941] p.81

済界は否定的な意見を持っており^{27,28}、1906年の会社法改正委員会（Company Law Amendment Committee）の報告書²⁹も、消極的な意見を述べ（para. 33）、1918年の *Wrenbury* 報告書³⁰も否定的な意見を示し（para. 60）、1928年会社法（Companies Act, 18 and 19 George V, C. 45）においても実質的な変更は加えられなかった。たしかに、*Greene* 委員会の報告³¹を背景として、1928年会社法では、株主に損益計算書を提出することが要求されるにいたったが（39条3項）³²、監査人の監査の対象とはされなかった。もともと、ロイヤル・メール事件を契機として（cf. Clapperton [1941] p. 81）、損益計算書についての監査人の任務にも目が向けられるようになった。たとえば、会計士・監査人協会（Society of Incorporated Accountants and Auditors）の会長も務めた *Morgan* は、その当時、損益計算書を監査報告に含めるべきであると主張していたのは会計士・監査人協会のみであったと指摘しつつ（*Morgan* [1933] pp. 512-513）³³、「損益計算書に関する監査人の責任は貸借対照表のそれと同じように定められるべきである。……監査人は貸借対照表についてと同

28 もともと、たとえば、マンチェスター会計士協会の元会長であった *Chadwick* などは、1877年の議会の会社法委員会において、損益計算書を株主に提供することを求めるべきであると証言していたし（*Report of the Select Committee on the Companies Act*, House of Commons, Sessional Papers, 1877 (365) VIII, 419, q.1980 [*Chadwick*]; q.261 [*Newmark*]; q.470 [*Turquand*]; q.966 [*Morris*]; q.1317 [*Price*]), 損益計算書の提供を定めることを内容の1つとする法案は繰り返し、提出された（House of Commons, Sessional Papers, 1844 (38) II, 133; House of Commons, Sessional Papers, 1887 (238) I, 379; House of Commons, Sessional Papers, 1888 (144) II, 61)。また、議会の会社法委員会は、1897年に損益計算書も監査の対象に含めるような、監査人の監査報告書の様式を含む法案を議会に提出したが³（House of Commons, Sessional Papers, 1897 (45), I, 299, Form B）、審議の対象となる前に、撤回された。この様式を起草したのは、*Chadwick* であった（*Report of Select Committee on the Companies Acts of 1862 and 1867*, House of Commons, 1897 (365) I, 419, q.1947）。

29 *Report of the Company Law Amendment Committee*, House of Commons, Sessional Papers, 1906 (Cmd. 3052) XCVII, 199.

30 *Report of Company Amendment Committee*, House of Commons, Sessional Papers, 1918 (Cmd. 9138) VII, 727.

31 *Report of Company Law Amendment Committee*, House of Commons, Sessional Papers, 1926 (Cmd. 2657) IX, 477.

32 1908年会社（統合）法は、会社の定款または規則が要求している場合にのみ損益計算書を定時株主総会のために作成することを要求していた（113条。First Schedule, 106条も参照）。

33 会計士・監査人協会の評議会は、1932年に、監査人は損益計算書の正確性について完全に責任を負わないということはできず、監査人の見解によれば損益計算書に何らかの正しくないまたは誤導する性格のものが含まれている場合には、監査人はそのことについて株主の注意を喚起すべき場合があるという意見を表明した（*Johnson* [1933] p.498; *Morgan* [1933] p.510）。

様に損益計算書についても特に報告することが要求されるべきである」と指摘した（Morgan [1933] p.518）。

結局、損益計算書は、*Cohen* 委員会報告書^{34,35}を背景として制定された、1947年会社法（Companies Act, 1947, 10 and 11 George VI, C.47）において、初めて、監査人の監査の対象とされたが（22条1項(a)）、その第9附則では、監査人の監査報告には、貸借対照表がその会計年度の末日における会社の業務の状況の、損益計算書がその会計年度の損益の、それぞれ、「真実かつ公正なる概観（a true and fair view）」を示しているか否かについて示すことが求められた。この変更には、従来の「真実かつ正確な」という表現は不適切であり、「完全かつ公正な（full and fair）」という文言を採用すべきであるという財務コンサルタントであり、パリスタでもあった *Samuel* の提案³⁶を背景として、委員会が採用した³⁷という経緯がある。もっとも、当時の著名な会計士の1人であった *de Paula* が「一般に受け入れられた会計原則」への準拠性をしめす文言を監査報告に含めることを提唱していたにもかかわらず³⁸、このような文言が採用されたことには留意が必要である。

2 会計原則についての勧告書の作成・公表

1935年に会計士・監査人協会は、研究が職業人にとって益になるような方向を定め、そのような研究を行うことの実務的可能性を検討させるために、研究委員会（Incorporated Accountants' Research Committee）を設けた³⁹。この委員会は、さまざまなタイプの事業についての標準的な勘定について、『勘定の設計（Design of Accounts）』⁴⁰という一連の研究成果を公表したが、アメリカ公認会計士協会のような会計原則についての公式見解を公表することはなかった。もっとも、この委員会

34 *Report of the Committee on Company Law Amendment*, House of Commons, Sessional Papers, 1945 (Cmd. 6659) IV, 793.

35 *Edey* は、ロイヤルメール事件が影響を与えたと指摘している（*Edey* [1956] pp.128-129）。

36 *Committee on Company Law Amendment*, *Minutes of Evidence* (H.M.S.O., 1941-1943), app. TT, para. 15, p.679.

37 *Report of the Committee on Company Law Amendment*, House of Commons, Sessional Papers, 1945 (Cmd. 6659) IV, 793, p.68.

38 *Committee on Company Law Amendment*, *Minutes of Evidence* (H.M.S.O., 1941-1943), app. MM, para. 24, p.568.

39 *Research Committee*, *The Incorporated Accountants Journal*, vol.44, no.5 (February 1935), p.161.

は、Bray 教授などによる会計理論及び手続きに関する著作の公表を後援し、単行本や実務ノートシリーズとして刊行したほか⁴¹、1948年から1958年にかけて、*Accounting Research* という定期刊行物を刊行した。

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の評議会も、1942年になって初めて、税務及び財務的關係委員会（Taxation and Financial Relations Committee）に対して、会社の計算のある側面について検討し、勧告をすることを求め、会員にとっての情報のために承認された勧告を公刊することを提案したが、この勧告は会員を拘束する規則とは考えられておらず、評議会は「何が最善の実務であるかに関して取締役に助言するにあたって作成される勧告が会員にとって助けになることを期待している（it is hoped）」とするにとどまっていた⁴²。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、税務及び財務的關係委員会（後の、税務及び研究委員会）の作業結果に基づいて、会計原則勧告書（Recommendation on Accounting Principles）として、公式見解を公表するようになった。

[参考文献]

- Borden Ladner Gervais [2004] *Securities Law and Practice*, 3rd ed., Thomson
 Bray, F.S. [1953] *Four Essays in Accounting Theory*, Oxford University Press
 Bray, F.S. [1957] *The Interpretation of Accounts*, Oxford University Press
 Bray, F.S. and C.V.Dawe [1948] *Farm Accounts*, Oxford University Press
 Bray, F.S. and T. Kenny [1954] Accounting practice relating to prospectuses, Incorporated Accountants' Research Committee
 Bray, F.S. and H.B. Sheasby [1944] *Design of Accounts*, Oxford University Press
 Clapperton, H.D. [1941] What Are Profits?, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.39 (July): 75-83
 Côté, P.-A. [1991] *The Interpretation of Legislation in Canada*, 2nd ed., Carswell
 Côté, P.-A. [2000] *The Interpretation of Legislation in Canada*, 3rd ed., Carswell
 Driedger, E.A. [1976] The Interaction of Federal and Provincial Laws, *Canadian Bar Review*, vol.54, no.4: 695-715
 Dussault, R. and L. Borgeat [1986] *Administrative Law: A Treatise*, 2nd ed., vol.1, Carswell
 Edey, H.C. [1956] Company Accounting in the Nineteenth and Twentieth Centuries, *Certified Accountants Journal*, vol.48 (May): 127-129

40 これは、24の公表物からなり、*The Incorporated Accountants Journal* の48巻7号（1937年4月）から50巻553号（1939年9月）に掲載されたが、後に、Bray and Sheasby [1944] として公刊された。

41 たとえば、Bray [1953]; Bray [1957]; Bray and Dawe [1948] Bray and Kenny [1954].

42 Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Report of Council, *The Accountant*, vol.107, no. 3549 (12 December 1942), p.354.

- Editorial [1932] Uniformity in Company Legislation, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.22 (October): 287-288
- Editorial [1934] The Companies Act, 1934, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.25 (July): 74-75
- Gorelik, G. [1994] The setting of accounting standards: Canada, the United Kingdom, and the United States, *International Journal of Accounting*, vol.29, no.2: 95-122
- Governor General in Council [1964] *Report of the Royal Commission on Banking and Finance* (The Porter Report), Queen's Printer
- Hadden, T., R.E. Forbes and R.L. Simmonds [1984] *Canadian Business Organizations Law*, Butterworths
- Harris, E.C. [1967] Access to Corporate Information, in: Ziegel, J.S. (ed.), *Studies in Canadian Company Law*, Butterworths: 476-506
- Hein, L.W. [1963] The Auditor and the British Companies Acts, *The Accounting Review*, vol.38 (July): 508-520
- Hogg, P.W. [1992] *Constitutional Law in Canada*, 3rd ed., Carswell
- Johnson, T.H. [1933] The Form of the Balance Sheet, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.22 (February): 497-509
- Johnston, D.L. [1977] *Canadian Securities Regulation*, Butterworths
- Johnston, D. and K.D. Rockwell [2006] *Canadian Securities Regulation*, 4th ed., Butterworths
- Jones, D.Ph. and A.S. de Villars [1999] *Principles of Administrative Law*, 3rd ed., Carswell
- Keyes, J.M. [1987] From *Delegatus* to the Duty to Make Law, *McGill Law Journal*, vol.33: 49-89
- Keyes, J.M. [1992] *Executive legislation: delegated law making by the executive branch*, Butterworths
- Keyes, J.M. [1993] Perils of the Unknown-Fair Notice and the Promulgation of Legislation, *Ottawa Law Review*, vol.25: 579-606
- Keyes, J.M. [2004] Incorporation by reference in legislation, *Statute Law Review*, vol.25, issue 3: 180-195
- La Forest, G.V. [1975] Delegation of Legislative Power in Canada, *McGill Law Journal*, vol.21: 131-147
- Laskin, B. [1986] *Canadian Constitutional Law*, 5th ed., Carswell
- Legislative Assembly of Ontario [1967] *Interim Report of the Select Committee on Company Law* (The Lawrence Committee), Queens' Printer
- Legislature of the Province of Ontario [1952] *Proceedings of the Special Committee of the Legislature of the Province of Ontario Charged with the Revision of the Companies Act (Ontario) and Related Acts* (The Roberts Committee), vol.15, October 6, 1952, Province of Ontario
- Macdonald, R.A. and R. Janda [1984] Recent Developments in Canadian Law: administrative law I, *Ottawa Law Review*, vol.16: 597-644
- Morgan, H. [1933] The Auditor's Responsibility in Relation to Balance Sheets and Profit and Loss Accounts, Hill, G.S. and R.P. Brief (eds.). *The Fourth International Congress of Accounting 1933*, Gee & Co. Ltd.: 487-519
- Mulvey, T. [1920] *Dominion Company Law*, Ontario Publishing
- Murphy, G.J. [1980] Financial Statement Disclosure and Corporate Law: The Canadian experience,

- International Journal of Accounting*, vol.15, no.1: 87-99
- Northey, J.F. [1953] Sub-delegated Legislation and *Delegatus Non Potest Delegare, Res Judicatae*, vol.6: 294-303
- Pearce, D.C. and S. Argument [1999] *Delegated Legislation in Australia*, 2nd ed., Lexis-Nexis
- Read, H.E. [1940] Is Referential Legislation Worth While?, *Canadian Bar Review*, vol.18, no.6: 415-448
- Rose, H. [1965] *Disclosure in Company Accounts*, Institute of Economic Affairs
- Rutherford, G.S. [1948] Delegation of Legislative Power to the Lieutenant-Governors in Council, *Canadian Bar Review*, vol.26, no.3: 533-544
- Salembier, P. [2004] *Regulatory Law and Practice in Canada*, John Wiley & Sons
- Smalls, R.G.H. [1937] Students' Department, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.30 (February): 165
- Stacey, N.A.H. [1954] *English Accounting: A study in social and economic history 1800 to 1954*, Gee & Co. Ltd.
- Taggart, M. [2005] From 'Parliamentary Powers' to Privatization: the chequered history of delegated legislation in the twentieth century, *University of Toronto Law Journal*, vol.55: 575-627
- Thorp, P.H. [1972] The Key to the Application of the Maxim "Delegatus Non Potest Delegare", *Auckland University Law Review*, vol.2: 85-99
- Timbrell, D.Y. [1977] When are accounting principles generally accepted, *Canadian Business Law Journal*, vol.2, no.1: 77-81
- White, D.A. [1976] Financial Disclosure under the Canada Business Corporations Act, *CA Magazine*, vol.108 (March): 33-40
- Willis, J. [1943] *Delegatus non potest delegare*, *The Canadian Bar Review*, vol.21, no.4: 257-264
- Zeff, S. [1972] *Forging Accounting Principles in Five Countries*, Stipes Publishing

科学研究費補助金基盤研究（B）「商事法における会計基準の受容」（平成19年度～平成21年度）（課題番号19330019）による研究成果の一部である。なお、「商事法における会計基準の受容（5）」（カナダの前半）は、筑波ロー・ジャーナル6号（2009年）に掲載されている。

（ビジネス科学研究科教授）